

令和6年8月16日

保育園保育料の算定の誤りについて

区が決定した認可保育園等の保育料について、2件誤りがあることが判明しました。

区は再発防止に向け、区民から受理した申請書類等について適切に取扱い、事務処理に厳正を期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯

令和6年7月10日（水曜）、令和6年度区民税未申告者への通知発送作業を行っていたところ、令和6年4月からの保育料において2世帯分の誤算定が判明しました。区は、直ちに対象者へ連絡を行いお詫びするとともに、誤算定について説明をしました。

2 件数及び内容

対象者：2世帯

誤算定期間：令和6年4月～6月分

保育料算定誤りの金額：合計150,900円

3 原因

区では、海外で収入がある方はその収入を申告してもらうことで保育料算定に含めています。今回、当該区民から海外での収入申告が正しく提出されていたにもかかわらず、保育料を算定するためのシステムへの入力を失念したため、正しく算定されませんでした。

4 本件に対する対応

区は速やかに対象者にお詫びし、本来の保育料と追加徴収について丁寧に説明し、納付を依頼しました。納付方法については対象世帯の意向を尊重し、適切に対応してまいります。

なお、他の世帯の同期間における保育料について再度確認を行い、他に誤算定がないことを確認しています。

5 再発防止策

今後は、海外での収入がある世帯について別途リストを作成し、対象者の管理を徹底します。また、システム入力時は複数人でのダブルチェックの上、細心の注意を払って保育料決定を行い、このような誤りを起こさないよう再発防止に努めます。